

西置賜漁業協同組合内共第3号第五種 共同漁業権 遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、西置賜漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域内において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うぐい(はや)、こい、ふな、うなぎ、かじか、さくらます(やまめ)、いわな及びにじますをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定め、漁業秩序の維持を図ることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、第10条第1項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で申請し同項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において第10条第4項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養上又は漁業調整上著しく支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第10条第4項の遊漁料(以下「特別遊漁料」という。)を組合に納付しなければならない。

(県内共通遊漁承認証の承認に関する事項)

第3条 この漁場区域内及び第1表に掲げるすべての漁場区域内において第2表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、同表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

第1表

| 漁 場 区 域 (漁 業 権 番 号) | | | | |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 内共第 1号 | 内共第 2号 | 内共第 3号 | 内共第 4号 | 内共第 5号 |
| 内共第 6号 | 内共第 7号 | 内共第 8号 | 内共第 9号 | 内共第10号 |
| 内共第11号 | 内共第12号 | 内共第13号 | 内共第14号 | 内共第15号 |
| 内共第16号 | 内共第17号 | 内共第18号 | 内共第19号 | 内共第20号 |
| 内共第21号 | 内共第22号 | 内共第23号 | 内共第24号 | 内共第25号 |
| 内共第26号 | 内共第27号 | 内共第28号 | | |

第2表

| 水 産 動 物 | 漁 具 ・ 漁 法 | 遊 漁 料 |
|----------|---------------|-------------|
| 全 魚 種 | さお釣り(掛け釣りを除く) | 1年間 31,000円 |
| あゆを除く全魚種 | 同 上 | 1年間 20,000円 |

2 前項の遊漁料の納付及び同項の承認に係る遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所において行うものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第4条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき及び同条第2項の承認をしたとき又は前条第1項の承認があったときは、別記様式第1号又は別記様式第2号の遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁証を携帯しなければならない。

3 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(漁具・漁法の制限)

第5条 第10条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模 |
|-------|------------------------------|
| 刺 網 | 肩長さ 50メートル以下 網丈 180センチメートル以下 |

3 第2項の規定にかかわらず、一枚網以外の刺網を使用して遊漁をしてはならない。

4 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中網漁具により遊漁をしてはならない。

| 区 域 | 期 間 |
|--|--------------------|
| 西置賜郡飯豊町大字上原地内上原橋から上流同町大字岩倉地内神明橋までの置賜白川 | 6月1日から 8月14日まで |
| 上記の区域を除く区域 | 6月10日から 7月31日まで |

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 水産動物の種類 | 漁 具 ・ 漁 法 | 期 間 |
|----------|-------------|---------------------------|
| あ ゆ | 友釣り、どぶ釣り、投網 | 組合が定めて公示する日から 10月31日まで |
| | がら掛け(掛け釣り) | 8月25日から 10月31日まで |
| | 刺網 | 8月20日から 10月31日まで |
| にじます、いわな | 釣り、投網 | 4月1日から 9月30日まで |

| | | | |
|--|-------|--------|---------|
| さくらます(海域での生活をを経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。) | 釣り | 3月1日から | 8月31日まで |
| やまめ(さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。) | 釣り、投網 | 4月1日から | 9月30日まで |

2 前項の公示は、組合事務所の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

| 水産動物の種類 | 区 | 域 | 期 間 |
|---------|------|---|------------------------|
| うぐい(はや) | 最上川 | 西置賜郡白鷹町大字佐野原地内柳島から上流及び下流それぞれ200メートルの地点まで | 4月20日から 6月10日まで |
| | | 西置賜郡白鷹町大字広野地内陸橋から上流白鷹町土地改良区揚水機場の取水口地点まで | |
| | | 長井市小出地内諏訪堰水門から下流500メートルの地点まで | |
| | 置賜白川 | 長井市時庭地内白川橋から下流最上川との合流点まで | |
| | | 西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から下流500メートルの地点まで | |
| | | 西置賜郡飯豊町大字須郷地内須郷橋から上流300メートル及び下流200メートルの地点まで | |
| かじか | 置賜野川 | 長井市平山地内松田橋から上流及び下流それぞれ200メートルの地点まで | 4月1日から 5月10日まで |
| | | 長井市寺泉地内谷地橋から下流フラワー長井線鉄橋までの区域 | |
| | 実淵川 | 西置賜郡白鷹町大字高岡地内高岡橋から下流300メートルの地点まで | |
| | 荒砥川 | 西置賜郡白鷹町大字十王地内称名寺橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで | |
| | 置賜白川 | 西置賜郡飯豊町大字椿地内長瀬橋から下流400メートルの地点まで | |
| | | 西置賜郡飯豊町大字川内戸地内鳥井原から上流200メートルの地点まで | |

| | | | |
|-----|------|---|----|
| | | 西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から下流 500メートルの地点まで | |
| | | 西置賜郡飯豊町大字須郷地内須郷橋から上流 300メートル及び下流200メートルの地点まで | |
| 全魚種 | 置賜白川 | 西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から上流 120メートル及び下流230メートルの地点まで | 周年 |
| | 大実淵川 | 西置賜郡白鷹町大字黒鴨地内実淵川上流 小実淵川との合流点から上流端まで | |

(全長制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

| 水産動物の種類 | 全長 |
|------------|----------------|
| こい | 全長 10センチメートル以下 |
| ふな、うぐい(はや) | 全長 5センチメートル以下 |

(水産資源の保護に関する制限事項)

第9条 第5条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項(漁具・漁法、区域、期間)については、これに従わなければならない。

(遊漁料の額)

第10条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動物についての遊漁もできるものとする。

| 水産動物の種類 | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料 |
|-----------------------------|----------------------|----|--------|
| うぐい(はや)、こい、ふな、 | 釣り(がら掛け(掛け釣り)含む。) | 1日 | 1,000円 |
| うなぎ、かじか、さくらます(やまめ)、いわな、にじます | たも網、すくい網、やす(かじかに限る。) | 1年 | 5,500円 |
| あゆ | 友釣り、どぶ釣り、がら掛け(掛け釣り) | 1日 | 1,500円 |
| | | 1年 | 7,500円 |

2 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員(以下「漁場監視員」という。)の指示により納付する場合における遊漁料の額は、前項の遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

| 対 象 者 | 遊 漁 料 |
|-------|----------------------|
| 小 学 生 | 無 料 |
| 中 学 生 | 第1項に規定する額の2分の1に相当する額 |

4 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1項の年間遊漁料を納付した場合における特別遊漁料の額は、次の表の遊漁料の額から5,500円を控除して得た額とする。

| 水産動物の種類 | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料 |
|--|--------------------|-----|---------|
| あゆ、こい、うぐい(はや)、ふな、うなぎ、 かじか、さくらます(やまめ)、いわな、 にじます | 投 網 | 1 年 | 15,000円 |
| | 刺 網 | 1 年 | 23,000円 |
| | 置き釣り、さで類、 せん(筒) | 1 年 | 15,000円 |

5 前項の特別遊漁料を納付した場合は、第1項に掲げる遊漁についてもできるものとする。

(遊漁料の納付の方法)

第11条 前条に規定する遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所において納付しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁証を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、又は、以降その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

様式第1号

(表)

| | |
|-----------------|--|
| No. | |
| 遊 漁 承 認 証 | |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | |
| 遊 漁 者 | (住所) |
| | (氏名) (年齢) |
| 承認期間 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 |
| 魚 種 | |
| 漁具・漁法 | |
| 遊漁区域 | 最上川、白川、野川及び支流、小支流 |
| 遊漁料 | 平成 年 月 日 |
| 西置賜漁業協同組合 印 | |

(裏)

| |
|---|
| <u>注 意 事 項</u> |
| <p>① 遊漁の際は常に本証書を携帯しなければならない。</p> <p>② 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>③ 遊漁承認期間、発行日等承認証記載事項を訂正したもの及び発行組合印のないものは無効とする。</p> <p>④ 本証を紛失した場合再交付しない。</p> <p>⑤ 漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければならない。</p> <p>⑥ 以上の他本組合の遊漁規則を厳守しなければならない。</p> |



様式第2号

(表)

共 通 遊 漁 承 認 証

No.

平

魚 種

円

写真添付

山形県内水面漁業協同組合連合会

(裏)

| | | |
|-------------|----|------|
| 遊 漁 者 | 氏名 | (年齢) |
| | 住所 | |

漁具・漁法 ————— さお釣り(掛け釣りを除く。)

遊漁区域 ————— 県内の第5種共同漁業権の設定されている河川、
湖沼とする。但し禁止区域・禁止期間の定め
おスレキ付満田1 主計人。

この用紙は通用しません。

有効期限 _____ 平成 年 月 日

印

注意事項は別紙に記入する。

様式第3号

(表)

No.

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

| | |
|-----|--|
| 氏 名 | |
| 住 所 | |

有効期間

平成 年 月 日 から

平成 年 月 日 まで

西置賜漁業協同組合

(裏)

注 意 事 項

- ① 漁場監視の際は、本証を携帯しなければならない。
- ② 遊漁者に対し遊漁承認証の提示を求める際は、本証を提示し身分を明らかにしなければならない。

- ③ 本組合の遊漁規則の励行について必要に応じ指示しなければならない。
- ④ 監視行為は常に公平、親切かつ慎重でなければならない。